

函館市子ども医療費助成条例第6条第1項ただし書の規定による  
医療費の助成（医療型児童発達支援センター利用者）に関する要  
綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、函館市子ども医療費助成条例（昭和48年函館市  
条例第44号。以下「条例」という。）第6条第1項ただし書の規定  
による医療費の助成方法に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第2条 条例第6条第1項ただし書に規定する市長が定める方法により  
医療費の助成を行うときは、児童福祉法（昭和22年法律第164  
号）第43条第2項の規定による医療型児童発達支援センター（以下  
「児童発達支援センター」という。）の利用が行われた場合において、  
児童福祉法施行令第25条の12第1項の規定に基づき徴収すべき徴  
収金（以下「徴収金」という。）があるときとする。

（受給者の確認）

第3条 はこだて療育・自立支援センター長は、児童発達支援センター  
の利用者から徴収金を徴収することとする場合は、当該者が条例第4  
条第2項に規定する受給者（以下受給者という。）であるか否かを子  
ども医療費受給者証により確認するものとする。

（保護者への説明）

第4条 はこだて療育・自立支援センター長は、徴収金の額については、  
条例第6条第1項ただし書の規定に基づき、この要綱に定める方法に  
より助成することを、受給者の保護者に説明するものとする。

（助成方法）

第5条 はこだて療育・自立支援センター長は、第3条の規定により受  
給者であることを確認した者に係る徴収金について、年4回、3箇月  
ごとに取りまとめ、翌月の始めまでに、別紙様式による内訳書および  
納入通知書を子育て支援課長に送付するものとする。

2 子育て支援課長は、前項の送付があったときは、その内容を審査し、  
送付があった日の属する月の末日までに公金振替の方法で条例第5条  
の助成の額を徴収金の額に充てることにより助成するものとする。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。